

2-1. 追試験について

入院その他やむを得ない事由によって秋学期末・学年末試験を受験できなかった者に対して実施するものであり、試験を受けて不合格になった科目について試験を実施する制度（再試験）ではない。

※ 所定の申請手続きを必要とし、専門教育科目は科目設置学部、全学共通科目・全学共通カリキュラムは全学共通カリキュラム運営センターの審査により対象者が決定する。

追試験対象となる科目、欠席事由、その他詳細については、必ず履修要項の該当頁で確認すること。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連した追試験受験申請については、

2-2. 追試験について【新型コロナウイルス感染症等に関連した特別対応】 掲示を併せて確認すること。

履修要項「追試験」に関する記載頁

	2016年度以降学部1年次入学者/ 2018年度以降の学部3年次編入学者/ 全ての大学院学生*1		2015年度迄の学部1年次入学者/ 2017年度迄の学部3年次編入学者	
	試験・成績	試験規程・規則	試験・成績	試験規程・規則
全学共通カリキュラム			53～54,57～58頁	
一般教育課程			対象者なし	
学校・社会教育講座	36～37,39～40頁*2	R Guide	36～37,39～40頁*2	R Guide
文学部	48～49,51～52頁*2		71～72,75頁	
キリスト教学研究科	38～39,41～42頁*2			
経済学部	49～50,52～53頁*2		51～52,55頁	156～157頁
理学部	50～51,53～54頁*2	R Guide	58～59,62頁	128～129頁
社会学部	47～48,50～51頁*2		55～56,59頁	112～113頁
法学部	55～56,58～59頁*2	R Guide	59～60,63頁	109～110頁
法学部国際ビジネス法学科 グローバルコース	110～113,116～119頁	R Guide		
経営学部	49～50,52～53頁*2		57～58,61頁	
異文化コミュニケーション学部	48～49,51～52頁*2	R Guide	対象者なし	
G L A P	90～93,96～99頁*2			

	2016年度以降学部1年次入学者/ 2018年度以降の学部3年次編入学者/ 全ての大学院学生*1		2015年度迄の学部1年次入学者/ 2017年度迄の学部3年次編入学者	
	試験・成績	試験規程・規則	試験・成績	試験規程・規則
観光学部	50～51,53～54頁*2		54～55,58頁	97～98頁
コミュニティ福祉学部	50～51,53～54頁*2	R Guide	51～52,55頁	148～151頁
現代心理学部	50～51,53～54頁*2	R Guide	57～58,61頁	110～111頁

*1 キリスト教学研究科以外の大学院学生は、所属する専攻等の「履修規定その他注意事項」で試験に関する記載を確認し、必要に応じて上記学部の頁も参照すること。

*2 2022年度履修要項の頁数。2021年度以前の履修要項については、各自で「試験・成績」頁を確認すること。

追試験の手続き方法

「追試験受験申請書」を、履修登録状況画面のコピーと必要な証明書を添付の上、**試験実施日の翌日から1週間以内**（翌週の同じ曜日を含む。締切日が窓口業務を行わない日の場合は次に窓口業務を行う日まで）に所属キャンパスの教務窓口へ提出すること。

追試験受験申請書は、所属キャンパスの教務窓口で交付する。

※ 下記 SPIRIT 教務部ページからもダウンロード可能。

https://spirit.rikkyo.ac.jp/academic_affairs/registration/SitePages/download.aspx

* 入院等により期間内に追試験受験申請書を提出できない場合は、必ず提出期間内に所属キャンパスの教務窓口へ連絡し、指示に従うこと。特に学校感染症に罹患した場合は、速やかに所属キャンパスの教務窓口へ連絡し、指示を受けること。

* 所属キャンパスとは異なるキャンパスで履修した科目の追試験受験申請書は、当該科目の開講キャンパス窓口へ提出すること。ただし、所属キャンパスで履修した科目を同時に申請する場合はその限りではないので、事前に所属キャンパスの教務窓口へ相談すること。

「追試験」のスケジュール（成績発表まで）

対象者・試験方法・時間割発表	2023年2月18日(土) 10:00	SPIRIT教務部ページ ※全学共通科目・全学共通カリキュラムについては、開講されているキャンパス分の発表を確認すること(ただし、オンデマンド授業科目については、所属キャンパスの発表を確認すること)
実施	筆記試験実施期間 口頭試問実施期間	2023年3月1日(水)～7日(火)
	レポート提出期間	2023年3月1日(水) ～ 3日(金) 16:00
成績発表	<ul style="list-style-type: none"> ・4月入学者の卒業・修了合格発表対象者 ・9月入学者の特別卒業・修了申請者 ・2023年度在籍者 	2023年3月13日(月) 成績参照システムに発表 https://r.rikkyo.ac.jp/

※締切に関する日時はすべて日本標準時（JST）を基準とする。

<インフルエンザ罹患に係る「添付すべき証明書類」の特別対応>

「インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等を除く）」（以下「インフルエンザ」という）罹患に係る「診断書」または本学所定の書式である「治癒証明書」の発行を受けられない場合、2022年度秋学期末・学年末試験においては「試験欠席事由」の証明に必要な「添付すべき証明書類」を以下の書類に代替することもできるものとする。なお、このこと以外の申請手続（申請方法、申請期限等）は、本掲示及び「履修要項」に記載したとおりである。

【2023年1月24日（火）追加】

① 提出することが許可される書類

● 医療機関が発行する「インフルエンザ罹患の事実 及び 発症日」を確認できる書類

- ＊ 申請者本人の氏名及び日付が明記され「申請者本人がインフルエンザに罹患した事実」を確認できる書類であること。
- ＊ 上記書類に記載された「申請者本人がインフルエンザに罹患した事実が確認された日（診断日・検査日等）」を【発症日】として、その日を「登校不能（出校停止）期間」の起算日とする。書類の発行日は必ずしも「発症日」とはならないことに注意すること。
- ＊ 市販の抗原検査キット等により申請者自身が「インフルエンザに罹患している状態」を確認しても上記に該当しないので注意すること。

【「インフルエンザ罹患の事実」を確認できる書類例】

- 「検査証明書（氏名、検査日、発症日、インフルエンザ罹患の事実を読み取れる記載があるもの）」
 - 「罹患証明書（氏名、診断日、発症日、医療機関名等の記載があるもの）」
 - 「受診時の領収書（氏名、受診日の記載があるもの）」＋「保険調剤明細書（氏名、発行日、処方された薬剤名※の記載があるもの）」
- ※ 薬剤名については、本学診療所長が「インフルエンザ罹患に対し処方された薬剤ではない」と判断した場合、追試験受験申請は受理されない。

② 「登校不能（出校停止）期間」及び「登校可能日」について

上記①により申請者本人がインフルエンザに罹患した事実を証明しようとする場合、解熱後2日が経過したことを前提に次のとおりとする。

- A 登校不能（出校停止）期間 : ①に記載された「発症日」を1日目として6日目まで（発症した後、5日を経過）
- B 登校可能日 : ①に記載された「発症日」を1日目として7日目（上記 A の期間終了日の翌日）

【発症後5日を過ぎてもなお「解熱」せずに発熱症状が続いた場合】

- 上記①に加えて次の書類を提出することで、上記 A の期間の延長が認められることがある。
- **健康観察記録（発熱症状以外の症状が続いたことによる上記 A の期間の延長は認められない）**
発熱症状（体温が37.5℃以上）が解消するまでの健康状況※を記入すること。「解熱」とは体温が37.5℃未満となった状態とする。
- ※ 健康状況について、本学診療所長が「期間延長の事由として妥当でない」と判断した場合、期間延長を認めないことがあるので予め了解すること。

③ 注意事項

- ＊ 上記①について、発症日に加えて「登校可能日」まで書面により指示された場合は、上記②によらず指示された期間が優先される。
- ＊ 上記②に基づく「登校不能（出校停止）期間」中に筆記試験を受験した場合、当該の試験は「無効」となる。
- ＊ 上記②は「学校保健安全法施行規則」を根拠とする対応である。申請者が任意に登校可能日を設定/変更できるものではない。
- ＊ 添付された証明書類の記載内容について、大学から発行元の医療機関等に確認する場合がある。
- ＊ 提出された証明書類において虚偽の記載・偽造等の不正行為が判明した場合は、追試験受験を認めない。

<追試験の実施期間と海外留学プログラムの日程が重複する場合について>

- * 追試験受験申請者が参加する海外留学プログラム（本学が開催するものに限る）の日程が追試験実施期間と重複する場合は、追試験受験申請時に申し出ること。
- * 追試験受験申請者が参加する海外留学プログラム（本学が開催するものに限る）の日程がすべての追試験実施期間と重複する場合は、追試験受験上の特別措置（レポート試験での受験）の希望を申し出ることができる。ただし、特別措置の許可も審査の対象とする。審査の結果については、追試験の対象者・試験方法・時間割発表で確認すること。
- * 本特別措置の希望を申し出る場合は、提出する追試験受験申請書の所定の欄に必要事項を記入すること。なお、希望の申し出は追試験受験申請書の提出時のみ可能とする。提出後の申し出は認められないので、注意すること。提出時に申し出がなかった場合は、いかなる場合でも本特別措置の対象とはならない。
- * 特別措置（レポート試験での受験）が許可された場合における提出時の注意事項については、追試験の対象者・試験方法・時間割発表（2月18日掲示予定）の「3. レポート提出時の注意」を必ず確認すること。なお、追試験において定められたレポート提出期間以外での提出は一切認められない。